

議案第 91 号

令和 3 年度

少年自然の家特別会計補正予算書 (第1号)

阿 賀 野 市

令和3年度 阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算（第1号）

令和3年度阿賀野市の少年自然の家特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年12月 7日 提 出

阿 賀 野 市 長 田 中 清 善

令和3年12月17日 議 決

阿賀野市議会議長 市 川 英 敏

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
五頭連峰少年自然の家調理業務委託料	令和4年度	7,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
五頭連峰少年自然の家調理業務委託料	7,000	-	-	令和4年度	7,000			7,000	0